

令和8年3月25日

各宗教法人代表役員 様

鹿児島県総務部学事法制課長

登記に関する届出に係る登記事項証明書の添付省略について（事務連絡）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年12月16日に施行され、行政機関等が、電子情報処理組織等を使用して、登記事項に係る情報を入手・参照できる場合には、申請等における登記事項証明書等の添付を省略することができることとされました。

このたび、当課において、電子情報処理組織等を使用して登記事項に係る情報を入手・参照することが可能となったため、鹿児島県知事所轄宗教法人については、令和8年4月1日から、宗教法人法第9条に基づく登記に関する届出について、登記事項証明書の添付を要しないこととするとともに、電子メールで登記に関する届出を行うことを可能としますので、お知らせします。

なお、同日以降、登記に関する届出を紙媒体で提出することを廃止するものではありませんので、申し添えます。

問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課県民情報係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-2337（直通）
FAX 099-286-5508
E-mail gbjoho@pref.kagoshima.lg.jp